

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目次)</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 市町村たばこ税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1～第6 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第7</u> たばこ税の都道府県に対する交付</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第8</u> たばこ税額を条件とする補助金等の禁止</p> <p>第6章～第10章 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 40px;">第9節 納税の猶予に伴う担保等</p> <p>4.2 保全差押</p> <p style="padding-left: 20px;">地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、<u>法第1章第16節（犯則事件の調査及び処分）</u>の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押が</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 市町村たばこ税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1～第6 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第7</u> <u>犯則取締り</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第8</u> たばこ税の都道府県に対する交付</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第9</u> たばこ税額を条件とする補助金等の禁止</p> <p>第6章～第10章 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 40px;">第9節 納税の猶予に伴う担保等</p> <p>4.2 保全差押</p> <p style="padding-left: 20px;">地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、<u>法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）</u>の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押が</p>

できず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重に取り扱うこと。

なお、所得税又は法人税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）又はその所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。（法16の4、令6の12）

第14節 滞納処分及び犯則取締処分

64 犯則取締処分

（1）市町村は、間接地方税とする法定外税を当該市町村の条例で指定することができるものであること。（法第22の7、令6の22の4）

なお、その指定に当たっては、間接地方税として取り扱われる法定税の性格を踏まえ、その税目の税負担の転嫁の有無、課税の方式などから、通告処分を導入することが妥当と思われる法定外税について、指定するものであること。

（2）法第1章第16節の規定により市町村長が行うこととされている職務について、法第3条の2の規定により、条例で定めるところにより委任を行うことで

できず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重に取り扱うこと。

なお、所得税又は法人税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）又はその所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。（法16の4、令6の12）

第14節 滞納処分及び犯則取締処分

64 犯則取締処分

犯則取締処分については、国税犯則取締法の規定が準用されるものであること。

なお、その詳細な取扱いについては、「地方税犯則事件の取締について」（昭和25年8月28日25発地財委官第253号）によらるたいこと。

、指定市の区の事務所、総合区の事務所又は税務に関する事務所の長に行わせることができるものであること。

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

- 4 当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課税しないものであることに留意すること。（法附則3の3④・⑤）

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

- 12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

なお、この場合においては次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げるものは、それぞれの規定により所得税法第22条第2項の総所得

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

- 4 当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課税しないものであることに留意すること。（法附則3の3④・⑤）

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

- 12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

なお、この場合においては次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げるものは、それぞれの規定により所得税法第22条第2項の総所得

金額から除かれているので、所得割の課税標準となる総所得金額には含まれないものであること。

ア～ス 略

セ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第7条第2項に規定する休眠預金等代替金の支払（同法第45条第1項の規定により同法第4条第2項第1号若しくは第2号に掲げる利子、同項第3号又は第4号に掲げる給付補填金、同項第5号に掲げる収益の分配又は同項第6号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）

13 青色申告者が所得税法第57条第2項の書類（青色専従者給与に関する届出書）を提出した場合において、所得税につきその書類に記載されている金額の範囲内において青色事業専従者の労務の対価として相当であると認められた給与の額は、所得割の課税標準となる不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入されるものであること。青色事業専従者に対して給与を支給した青色申告者が、次に掲げる理由により、その書類を提出しなかった場合においても、青色専従者給与額に関する事項を記載した市町村民税の申告書を提出しているときはこれに準じて計算するものであること。（法313③、令48の2の2）

(1) 略

(2) 青色事業専従者を前年分の所得税につき同一生計配偶者又は扶養親族としたこと。

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

金額から除かれているので、所得割の課税標準となる総所得金額には含まれないものであること。

ア～ス 略

13 青色申告者が所得税法第57条第2項の書類（青色専従者給与に関する届出書）を提出した場合において、所得税につきその書類に記載されている金額の範囲内において青色事業専従者の労務の対価として相当であると認められた給与の額は、所得割の課税標準となる不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入されるものであること。青色事業専従者に対して給与を支給した青色申告者が、次に掲げる理由により、その書類を提出しなかった場合においても、青色専従者給与額に関する事項を記載した市町村民税の申告書を提出しているときはこれに準じて計算するものであること。（法313③、令48の2の3）

(1) 略

(2) 青色事業専従者を前年分の所得税につき控除対象配偶者又は扶養親族としたこと。

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成31年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成31年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成29年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価

の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)
(2)及び(3) 略

第4 税率及び税額の計算

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)を参照されたいこと。

25 法第314条の8の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法314の8、令48の9の2)

(1) 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国において課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の国税の控除限度額(当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあっては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額)並びに法第37条の3及び令第7条の19第3項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、国税の控除限度額に100分の18(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の24)を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められるものであるが、控除余裕額の限度額への加算その他外国税額控除制度の運用に当たっては、52を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないこと_____。

(2) _____所得割の納税義務者の前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上法第314条の8の規定により控除すべき外国の所得税等の額のうち当該所得割を超えることとなるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その額を還付することなく、その額を繰越控除するもの

の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)
(2)及び(3) 略

第4 税率及び税額の計算

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号) _____

_____を参照されたいこと。

25 _____

_____ 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国において課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の国税の控除限度額(当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあっては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額)並びに法第37条の3及び令第7条の19第3項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、国税の控除限度額に100分の18(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の24)を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められるものであるが、控除余裕額の限度額への加算その他外国税額控除制度の運用に当たっては、52を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないことに留意すること。

_____ なお、所得割の納税義務者の前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上法第314条の8の規定により控除すべき外国の所得税等の額のうち当該所得割を超えることとなるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その額を還付することなく、その額を繰越控除するもの

であるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものであるときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除を行うものであること。

(3) 控除余裕額は、次に掲げる場合には、前年以前3年内の各年の住所地にかかわらず、当該課税年度の賦課期日現在の住所地により計算するものであること。

ア 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市に住所を有する場合で、前年以前3年内の各年のうちに、その翌年の1月1日に指定都市以外の市町村に住所を有した年があるとき。

イ 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村に住所を有する場合で、前年以前3年内の各年のうちに、その翌年の1月1日に指定都市に住所を有した年があるとき。

第3節 申告制度

29 市町村内に住所を有することにより市町村民税の納税義務を負う者は、毎年3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を提出しなければならないものであること。ただし、本人の申告をまたず課税資料を他から得られる者及び課税資料の提出の必要のない者として次に掲げる者は、申告義務が免除されているものであること。(法317の2①、令48の9の7)

(1) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出義務者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得がなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得がなかった者で社会保険料控除額(一定のものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは同居老親等扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額、医療費控除額の控除若しくは純損失若しくは雑損失の繰越

であるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものであるときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除を行うものであること。(法314の8、令48の9の2)

第3節 申告制度

29 市町村内に住所を有することにより市町村民税の納税義務を負う者は、毎年3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を提出しなければならないものであること。ただし、本人の申告をまたず課税資料を他から得られる者及び課税資料の提出の必要のない者として次に掲げる者は、申告義務が免除されているものであること。(法317の2①、令48の9の7)

(1) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出義務者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得がなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得がなかった者で社会保険料控除額(一定のものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額)若しくは同居老親等扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額、医療費控除額の控除若しくは純損失若しくは雑損失の繰越

控除を受けようとするものを除く。)

(2) 略

31の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
(法317の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

第6 道府県民税の取扱い

36 個人の市町村民税及び道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、左の方法によって道府県民税に係る地方団体の徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。(法42③、令8)

(1) 毎月払い込むべき道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入があった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。)を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額と

控除を受けようとするものを除く。)

(2) 略

31の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
(法317の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第7項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

第6 道府県民税の取扱い

36 個人の市町村民税及び道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、左の方法によって道府県民税に係る地方団体の徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。(法42③、令8)

(1) 毎月払い込むべき道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入があった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。)を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額と

なるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」と「個人の市町村民税の課税額の合計額」との割合（以下「按分率」という。）によって按分した額によるべきものであること。この場合において、25の2の控除不足額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれないことに留意すること。

また、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれる分離課税に係る所得割の課税額は、次に掲げる額をいうものであること。

ア～ウ 略

(2) 右の按分率は、具体的には、当該年度分の市町村民税の課税額が、最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月（以下「最初の納期限の月」という。）の翌月から翌年の3月までの月において払い込む場合においては、最初の納期限の月の末日現在によって算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき「分離課税に係る所得割を除く個人の道府県民税の課税額の合計額」と「分離課税に係る所得割を除く個人の市町村民税の課税額の合計額」との割合（最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由によって特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合においては、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在によってあらためて算定した特定の按分率。以下「特定按分率」という。）によることができるものであり、当該年度の4月から最初の納期限の月までの月において払い込む場合においては前年度の3月31日現在の按分率によるものであること。

(3) 当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税及び道府県民税に係る按分率の算定に当たっては、特別徴収税額は次に掲げる額の合計額又はこれとあわせて徴収すべき道府県民税の合計額により算定するものであること。

ア～ウ 略

(4) したがって、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込む

なるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」と「個人の市町村民税の課税額の合計額」との割合（以下「あん分率」という。）によってあん分した額によるべきものであること。この場合において、25の2の控除不足額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれないことに留意すること。

また、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれる分離課税に係る所得割の課税額は、次に掲げる額をいうものであること。

ア～ウ 略

(2) 右のあん分率は、具体的には、当該年度分の市町村民税の課税額が、最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月（以下「最初の納期限の月」という。）の翌月から翌年の3月までの月において払い込む場合においては、最初の納期限の月の末日現在によって算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき「分離課税に係る所得割を除く個人の道府県民税の課税額の合計額」と「分離課税に係る所得割を除く個人の市町村民税の課税額の合計額」との割合（最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由によって特定あん分率に著しい変動を生ずることとなった場合においては、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在によってあらためて算定した特定のあん分率。以下「特定あん分率」という。）によることができるものであり、当該年度の4月から最初の納期限の月までの月において払い込む場合においては前年度の3月31日現在のあん分率によるものであること。

(3) 当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税及び道府県民税に係るあん分率の算定に当たっては、特別徴収税額は次に掲げる額の合計額又はこれとあわせて徴収すべき道府県民税の合計額により算定するものであること。

ア～ウ 略

(4) したがって、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込む

べき時に適用される具体的按分割合は(2)によるものであるが、最終的によるべきものは当該年度の3月31日現在の按分率であるので、当該年度の収入額となるべき分として出納閉鎖日までに市町村に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額を当該年度の3月31日現在の按分率によって按分した額のうち道府県に払い込むべき額と同月同日までにすでに払い込んだ額(法第48条第1項又は第2項の規定によって道府県が自ら徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合においては、当該徴収金を含む。)との間に過不足がある場合においては、4月から6月までの月において払い込むべき額で清算するものであること。

(5) 指定都市以外の市町村から指定都市となった区域又は指定都市から指定都市以外の市町村となった区域(以下この項において「移行区域」という。)に係る滞納繰越分については、税率変更年度から5年度間は、税率変更年度の4月1日現在における移行区域に係る滞納繰越分の額の合計額で按分率を計算することに留意すること。(令8⑥～⑨)

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。))及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((14)及び(15)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292①IV)

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除(法人税法68・144、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④・9の3の2⑦・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・41の22②)

べき時に適用される具体的あん分割合は(2)によるものであるが、最終的によるべきものは当該年度の3月31日現在のあん分率であるので、当該年度の収入額となるべき分として出納閉鎖日までに市町村に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額を当該年度の3月31日現在のあん分率によってあん分した額のうち道府県に払い込むべき額と同月同日までにすでに払い込んだ額(法第48条第1項又は第2項の規定によって道府県が自ら徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合においては、当該徴収金を含む。)との間に過不足がある場合においては、4月から6月までの月において払い込むべき額で清算するものであること。

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。))及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項_____の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292①IV)

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除(法人税法68・144、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④_____・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・41の22②)

(2) 法人税額からの外国税額の控除（法人税法69、措置法66の7①・66の9の3①）

(3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除（法人税法69の2、措置法9の3の2⑦・9の6④・9の6の2④・9の6の3④・9の6の4④）

(4)～(8) 略

(9) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の11の3②・⑤・⑥、法附則8⑦）

(10) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12、法附則8⑨）

(11) 略

(12) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑩・⑬）

(13) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の6②・⑤・⑥、法附則8⑮）

(14) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の7④・⑤・⑦～⑨）

(15) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の9の3④・⑤・⑦～⑨）

45の2 45(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45(5)、(10)及び(12)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が45(8)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(2) 法人税額からの外国税額の控除（法人税法69 _____）

(3)～(7) 略

(8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係る者を除く。）（措置法42の11の3②・⑤・⑥、法附則8⑦）

(9) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12、法附則8⑨・⑩）

(10) 略

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 _____（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑬）

45の2 45(4)、(7)、(8)、(9)及び(11)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45(4)、(9)及び(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が45(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が4 5 (9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(4) 法人が4 5 (13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

4 5 の 4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第 8 1 条の 1 8 第 1 項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第 8 1 条の 1 8 第 1 項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法 2 9 2 ①ⅣのⅢ)

(1) 及び (2) 略

(3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除額 (法人税法 8 1 の 1 8 ①Ⅳ)

(4) 連結欠損金の繰戻しによる還付額 (法人税法 8 1 の 1 8 ①Ⅴ)

(5)～(8) 略

(9) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除 (中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法 6 8 の 1 5 ②・④・⑥・⑦、法附則 8 ⑧)

(10) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法 6 8 の 1 5 の 2、法附則 8 ⑩)

(11) 略

(3) 法人が4 5 (8)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

4 5 の 4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第 8 1 条の 1 8 第 1 項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第 8 1 条の 1 8 第 1 項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法 2 9 2 ①ⅣのⅢ)

(1) 及び (2) 略

(3) 連結欠損金の繰戻しによる還付額 (法人税法 8 1 の 1 8 ①Ⅳ)

(4)～(7) 略

(8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除 (中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法 6 8 の 1 5 ②・④・⑥・⑦、法附則 8 ⑧)

(9) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法 6 8 の 1 5 の 2、法附則 8 ⑩・⑫)

(10) 略

(12) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則8⑫・⑭）

(13) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の7、法附則8⑩）

(14) 法人税額からの外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（措置法68の91④・⑤・⑦～⑨）

(15) 法人税額からの外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（措置法68の93の3④・⑤・⑦～⑨）

45の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法292①IVのIV、令45の3）

(1)～(6) 略

45の6 45の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45の4(5)、(10)及び(12)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が45の4(8)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が45の4(9)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(4) 法人が45の4(13)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうか

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則8⑭）

45の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法292①IVのIV、令45の3）

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の10⑤）

(2)～(7) 略

45の6 45の4(4)、(7)、(8)、(9)及び(11)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45の4(4)、(9)及び(11)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が45の4(7)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が45の4(8)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

ては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法_____第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法_____第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の4）

ては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の4）

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法_____第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の5）

51の2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額（同法第66条の7第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同法第68条の91第4項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ。）のうち、同法第66条の7第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額並びに法第53条第24項に規定する法人税割額の合計額又は同法第68条の91第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額並びに法第53条第24項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔）

(1) 控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額が全額法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額は、ないものであること。

(2) 本税額控除においては、外国税額控除における控除余裕額、控除限度超過額

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の5）

等の繰越に相当する制度は設けられていないものであること。

(3) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第8項ただし書の規定により外国税額控除に係る市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第48条の12の2第1項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。

(令48の12の2①・則10の2の6①)

(4) 法第321条の8第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額（租税特別措置法第66条の7第4項又は第68条の91第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。）は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。（令48の12の2②）

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第7項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第8項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第7項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第8項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法

人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8㉔)

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。(令48の13㉑)

なお、内国法人が租税特別措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項、第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項、第68条の90第1項、第6項若しくは第8項又は第68条の93の2第1項、第6項若しくは第8項の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第48条の13第3項の規定により外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。(令48の13㉓)

(2)～(8) 略

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第8項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第30項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13㉒・則10の2の6

人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8㉔)

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。(令48の13㉑)

なお、内国法人が租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項

_____の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額

_____を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第48条の13第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。(令48の13㉓)

(2)～(8) 略

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第8項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第30項及び規則第10条の2の4第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13㉒・則10の2の4

①)

(10) 法第321条の8第26項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第4項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令48の13⑩・則10の2の6④)

53 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を偽装して経理した金額に係るもの(以下53において「偽装経理法人税割額」という。)については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8⑳・㉓～㉗)

(1) 略

(2) 控除は、更正の日以後終了する事業年度又は連結事業年度の確定申告に係る法人税割額(当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度又は連結事業年度の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。)から行うものであること。(法321の8㉗)

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、偽装経理法人税割額があるときは、法第321条の11第4項の規定による通知の際に当該金額を併せて通知すること。(法人税法129②参照)

(4) 各事業年度又は各連結事業年度の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき更正を受けた場合の偽装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割

①)

(10) 法第321条の8第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の4第4項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令48の13⑩・則10の2の4④)

53 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を偽装して経理した金額に係るもの(以下53において「偽装経理法人税割額」という。)については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8㉕・㉙～㉛)

(1) 略

(2) 控除は、更正の日以後終了する事業年度又は連結事業年度の確定申告に係る法人税割額(当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度又は連結事業年度の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。)から行うものであること。(法321の8㉕)

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、偽装経理法人税割額があるときは、法第321条の11第4項の規定による通知の際に当該金額をあわせて通知すること。(法人税法129②参照)

(4) 各事業年度又は各連結事業年度の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき更正を受けた場合の偽装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割

額から控除されるものであること。(法321の8⑳)

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉔)

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉕)

ウ 合併による解散(適格合併による解散を除く。)をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉖)

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉗)

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉘)

カ アからオまでの場合において、法人の市町村民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の市町村民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第321条の11第2項の規定による決定があった場合(法321の8㉙)

キ 法第321条の8第35項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合(法321の8㉚)

額から控除されるものであること。(法321の8㉓)

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉔)

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉕)

ウ 合併による解散(適格合併による解散を除く。)をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉖)

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉗)

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉘)

カ アからオまでの場合において、法人の市町村民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の市町村民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第321条の11第2項の規定による決定があった場合(法321の8㉙)

キ 法第321条の8第33項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合(法321の8㉚)

54 市町村は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔～㉖・㉗）

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正した場合をいうものであること。（法321の8㉔・㉕）

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第321条の8第28項及び第29項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用されるものであること。（法321の8㉔・㉕）

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第321条の8第28項又は第29項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第321条の11第4項の通知の際に法第321条の8第28項又は第29項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第321条の8第28項から第30項までに規定する法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。（法321の8㉖）

(5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、控除対象所得税額等相当額又は個

54 市町村は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔～㉖・㉗）

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正した場合をいうものであること。（法321の8㉔・㉕）

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第321条の8第26項及び第27項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用されるものであること。（法321の8㉔・㉕）

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第321条の8第26項又は第27項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第321条の11第4項の通知の際に法第321条の8第26項又は第27項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額をあわせて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第321条の8第26項から第28項までに規定する法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。（法321の8㉖）

(5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、控除対象所得税額等相当額又は個

第8条の2の2第7項から第12項までの規定による控除（以下54の2において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除は、法第321条の8第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市町村民税の法人税割額からのみ行うものであること。（法附則8の2の2⑦・⑨）

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額、外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法附則8の2の2⑫）

(3)及び(4) 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法_____第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

第8節 譲渡所得の課税の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

第8条の2の2第7項から第12項までの規定による控除（以下54の2において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除は、法第321条の8第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市町村民税の法人税割額からのみ行うものであること。（法附則8の2の2⑦・⑨）

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に_____外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法附則8の2の2⑫）

(3)及び(4) 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

第8節 譲渡所得の課税の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2⑥)

(4)及び(5) 略

第3章 固定資産税

第2節 課税標準、税率及び免税点

第1 課税標準及びその特例

24の2 「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」については、次の事項に留意すること。

(1) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る固定資産税を賦課徴収するために、参酌基準による場合も含め、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。

(2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。

第3節 賦課徴収

28 法第364条第5項の規定によって固定資産税を徴収することができるのは、1月31日までに法第394条の規定に基づく申告が行われない場合、申告書に脱漏した固定資産がある場合、法令の改廃に伴い総務大臣又は道府県知事がする固定

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2⑥)

(4)及び(5) 略

第3章 固定資産税

第2節 課税標準、税率及び免税点

第1 課税標準及びその特例

第3節 賦課徴収

28 法第364条の規定によって固定資産税を徴収することができるのは、1月31日までに法第394条の規定に基づく申告が行われない場合、申告書に脱漏した固定資産がある場合、法令の改廃に伴い総務大臣又は道府県知事がする固定

資産の価格等の決定が遅延する場合その他にこれらに類するやむを得ない理由がある場合に限られるものであるが、一般に納税通知書の交付期限までに法第389条の規定による通知が行われない場合には_____、やむを得ない理由があるものとして取り扱って差し支えないものであること。(法364⑤)

第6節 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置

44の2 「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」については、次の事項に留意すること。

(1) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る固定資産税を賦課徴収するために、参酌基準による場合も含め、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。

(2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。

第7節 土地に係る固定資産税の特例

45 市町村長は、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税について、当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。この措置が講じられているのは、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格により決定すべきことを申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮されたものであること。(法附則17の2⑩)

46 負担調整措置の対象となる土地については、平成30年度から平成32年度までの各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置固定資産税額_____の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされているが、これは、これらの年度において、納税

資産の価格等の決定が遅延する場合その他にこれらに類するやむを得ない理由がある場合に限られるものであるが、一般に納税通知書の交付期限までに法第389条の規定による通知が行われない場合においては、やむを得ない理由があるものとして取り扱って差し支えないものであること。(法364⑤)

第6節 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置

第7節 土地に係る固定資産税の特例

45 市町村長は、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税について、当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。この措置が講じられているのは、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格によって決定すべきことを申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮されたものであること。(法附則17の2⑩)

46 負担調整措置の対象となる土地については、平成27年度から平成29年度までの各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置固定資産税額(商業地等に係る部分に限る。)の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされているが、これは、これらの年度において、納税

者の便に資するため併記することとしているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申出はできないものであること。（法４３２①、法附則２８①・②）

第５章 市町村たばこ税

第１ 納税義務者

３ 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

（１）喫煙用の製造たばこ

ア 略

イ 葉巻たばこ たばこ又はたばこを含むものによって巻かれた製造たばこをいう。

ウ パイプたばこ たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこをいう。（紙巻たばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこ以外の製造たばこを含むものとする。）。

エ 刻みたばこ 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。以下この章において同じ。）を刻み幅０．３ミリメートル以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこをいう。（紙巻たばこ、葉巻たばこ及び加熱式たばこに該当するものを除く。）。

オ 加熱式たばこ たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含む。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいう（水パイプで喫煙するための製造たばこを除く。）。

（２）及び（３） 略

第３ 課税標準

９ パイプたばこ等の本数への換算方法

者の便に資するため併記することとしているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申出はできないものであること。（法４３２①、法附則２８①・②）

第５章 市町村たばこ税

第１ 納税義務者

３ 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

（１）喫煙用の製造たばこ

ア 略

イ パイプたばこ たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこをいう（紙巻たばこ、葉巻たばこ及び刻みたばこ以外の製造たばこを含むものとする。）。

ウ 葉巻たばこ たばこ又はたばこを含むものによって巻かれた製造たばこをいう。

エ 刻みたばこ 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。以下この章において同じ。）を刻み幅０．３ミリメートル以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこをいう（紙巻たばこ及び葉巻たばこ _____ に該当するものを除く。）。

（２）及び（３） 略

第３ 課税標準

９ 紙巻たばこ以外の製造たばこの重量の本数への換算方法

たばこ税の課税標準は_____紙巻たばこの本数によるものとされており、パイプたばこ等の紙巻たばこ以外の製造たばこ（加熱式たばこを除く。以下9において同じ。）については、その重量を_____紙巻たばこの本数に換算することとされているものであるが、その換算方法は次によること。（法467②・④、令53の2①③）

(1) _____紙巻たばこ以外の製造たばこの品目ごとに1個当たりの重量（包装又は容器の重量を除く。）を計量すること。ただし、当該品目の個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該品目1個当たりの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満2位以下を切り捨てグラム位未満1位にとどめるものであること。

また、数本の葉巻たばこが収容された製造たばこの品目の重量は、収容された1本ごとの重量で前記により測定した標準的な重量に収容本数を乗じて得た重量として差し支えないこと。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

(2) 略

(3) (2)により計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を_____紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算すること。

なお、_____紙巻たばこの本数に換算する場合において、1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

(4) 略

たばこ税の課税標準は喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとされており、喫煙用の_____紙巻たばこ以外の製造たばこ_____については、その重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算することとされているものであるが、その換算方法は次によること。（法467②・③、令53_____）

(1) 喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの品目ごとに1個当たりの重量（包装又は容器の重量を除く。）を計量すること。ただし、当該品目の個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該品目1個当たりの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満2位以下を切り捨てグラム位未満1位にとどめるものであること。

また、数本の葉巻たばこが収容された製造たばこの品目の重量は、収容された1本ごとの重量で前記により測定した標準的な重量に収容本数を乗じて得た重量として差し支えないこと。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

(2) 略

(3) (2)により計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算すること。

なお、喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する場合において、1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

(4) 略

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法46

7③、令53の2②・③・⑤～⑧)

ア 重量換算

(ア) 加熱式たばこの重量(包装及び規則第16条の2の2に規定するものに
係る部分の重量を除く。)は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量す
るものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表
示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの
計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満二
位以下を切り捨て、グラム位未満一位にとどめるものであること。

(イ) (ア)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、売渡し等に係る当
該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量
を、法第467条第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り
捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第467条第3項第3号イ又
はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごと
の総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数
がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額
を、法第467条第3項第3号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り

10 削除

捨てるものであること。

ウ ア及びイの計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること

。

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第467条第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「旧重量換算本数」という。）、同項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「新重量換算本数」という。）及び同項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「小売定価等換算本数」という。）のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、この項により算出することに留意すること。

ア 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.8

新重量換算本数×0.2

小売定価等換算本数×0.2

イ 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.6

新重量換算本数×0.4

小売定価等換算本数×0.4

ウ 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.4

新重量換算本数×0.6

小売定価等換算本数×0.6

エ 平成33年10月1日から平成34年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.2

新重量換算本数×0.8

小売定価等換算本数×0.8

第7 たばこ税の都道府県に対する交付

2.0 略

第8 たばこ税額を条件とする補助金等の禁止

2.1 略

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

(1)～(5) 略

(6)「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」については、次の事項に留意すること。

ア わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る都市計画税を賦課徴収するために、参酌基準による場合も含め、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。

第7 犯則取締り

2.0 犯則取締り

たばこ税に関する犯則取締りについては、国税犯則取締法が準用され、たばこ税に関する犯則事件中法第478条（たばこ税の脱税に関する罪）に該当する事件は、間接国税に関する犯則事件とされているので、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押、証憑集取及び告発等を行う諸権限を徴税吏員に与えられているほか、市町村長又は指定都市の区の事務所の長に通告処分を行う権限が与えられているものであること。

なお、犯則取締りについては、「地方税犯則事件の取締について」（昭和25年8月20日地財委第253号）を参照されたいものであること。

第8 たばこ税の都道府県に対する交付

2.1 略

第9 たばこ税額を条件とする補助金等の禁止

2.2 略

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

(1)～(5) 略

イ 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するとい
うわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義
務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定する
ことが望ましいこと。

(7)～(13) 略

(14) 土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税につ
いては、激変緩和措置としての税負担の調整措置は固定資産税と同様に講ずるこ
ととされていること。(法附則25・26・27の2)

(15) 略

(6)～(12) 略

(13) 土地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税につ
いては、激変緩和措置としての税負担の調整措置は固定資産税と同様に講ずるこ
ととされていること。(法附則25・26・27の2)

(14) 略